

安全の手引き

以下の学生生活ハンドブックを参照してください。なお、重要な点については以下にお知らせします。

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/pamphlet/guide>

(1)学内生活及び研究活動における安全の心得

①学内生活上の一般的心得

i.止むを得ず時間外（21 時以降）に大学施設を使用する際は、施設管理者に了解を得た上で、事故や騒音等が発生しないよう適切な使用に努めてください。なお、社会常識を逸脱した時間（0 時以降）での使用や騒音等は厳に慎んでください。

また、目的外で使用する場合は、時間内外を問わず、施設管理者に了解を得た上で、適切な使用に努めること。

※施設管理者 例 研究室…教員，教室…学務課

ii.懲戒

本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、退学や停学、訓告等懲戒の対象となる場合があります。例えば、窃盗（空き巣、置引き、万引き等）の犯罪行為を行った場合は、退学、停学又は訓告。他者に飲酒を強制し、死に至らしめた場合は、退学又は停学。インターネット等において誹謗中傷により他者の人格を傷つける行為等を行った場合は、退学、停学又は訓告の対象となります。

②研究実験・実習のための一般的心得

i.整理整頓・点検・後始末を心掛けてください。

○実験・実習装置やその周辺には不必要なものを置かないようにし、実験・実習に必要な物品も作業が行いやすいように整理整頓して配置してください。

○避難用通路確保のため実験・実習室内の出入口、通路、階段、分電盤等の付近には物品を置かないでください。

○実験・実習室内の保安点検を定期的に行い、異常がないことを確認しておいてください。

○危険な実験・実習装置やその周辺には標識表示（「危険区域」等）をして周囲に注意を喚起してください。

○化学薬品類は指定の場所に保管し、実験台などの上に決して放置しないでください。毒物・劇物の表示がある危険薬品類の取扱いについては担当教員の指示に従い、毒物・劇物の表示がある指定の保管庫に区分して安全に管理し、その使用に際しては実際に必要な量だけを取り出してください。また、特定の廃液は指定の容器に貯蔵し、決して下水に流さないでください。

○実験・実習室内の電気配線については、使用電力に耐える電線やコンセントを使用し、たこ足配線をしないでください。また、必要に応じてブレーカーを設置し、破損又は老朽化した電線やコンセントは新しいものと交換してください。

○実験・実習終了後は速やかにガス・電気・水道の後始末を行い、安全に廃液や廃棄物質の処理を行ってください。

ii.適切な作業衣・保護具を使用すること。

実験・実習に応じた適切な作業服や安全靴を使用してください。また、必要に応じてヘルメット、手袋、保護眼鏡等を着用し、安全対策をとってください。

iii.周到な準備と無理のない実験・実習計画を立ててください。

無理な実験・実習計画や不備な装置による実験・実習は事故を誘発します。実験・実習前に装置の正常な動作を点検し、無理な実験・実習計画は立てないよう注意してください。特に危険を伴う実験・実習や夜間の実験・実習は決して単独では行ってはいけません。また、実験・実習作業者の注意力散漫な状況は事故に結び付く可能性が高くなるので、作業者の健康面にも留意してください。

iv.真摯な態度で実験・実習に取り組んでください。

実験・実習中は落ち着いて真面目に実験に取り組まなければなりません。また、周囲の状況にも常に気を配り、

事故のないように安全を心掛けてください。

v.事故発生時の対策を確認してから実験に着手してください。

万一の事故発生に備え、止めるべき元栓やスイッチ、消火器の置き場所とその操作法、避難経路や方法、救急法や緊急連絡法等について熟知しておく必要があります。

③被検（験）者の安全と権利の保護についての一般的心得

芸術工学研究院においては、直接人間を対象とする実験的研究が、倫理的配慮のもとに行われるよう「実験倫理委員会」を設け、教員からの申請に基づき、その実験計画・内容について、次に掲げる事項に留意して審査を行い、

実験の実施を承認しています。

i.実験の対象となる個人（被検（験）者）の人権擁護への配慮

ii.被検（験）者となることの理解と同意を得る方法

iii.実験によって生じる個人の不利益と危険性に対する配慮

なお、被検（験）者の同意を得るため、実験責任者から被検（験）者に対し説明する内容は、実験内容により異なるものと思われませんが、一般的に以下の項目が考えられ、被検（験）者は、その説明を受ける権利を有しています。

〔実験責任者から被検（験）者への説明項目等〕

i.実験の目的及び実験の背景に対する一般的説明

ii.実験目的、実験手順及び実験参加上の危険性に関する公正な説明（心理実験等で、実験目的の説明が実験を阻害する場合は、実験目的を省く。）

iii.被検（験）者が実験から得ることのできる利益、並びに適当な処置が必要な場合は、被検（験）者の利益となるような適当な代替措置に関する説明

iv.被検（験）者の実験上に係る全ての質問に対する回答

v.被検（験）者は、不利益なしにいつでも同意書を撤回でき、また、実験への参加を止めることができる旨の説明

vi.被検（験）者への質問又は面接時における特定の項目若しくは質問に対して、被検（験）者が回答を保留できる旨の説明

vii.被検（験）者がボランティアになるかならないかにかかわらず、被検（験）者が受けるサービスや処置になんら変化がない旨の説明

viii.被検（験）者から得た個人情報やデータに係る秘密保持に対する方法の説明

仮に論文等で個人名を明らかにする場合には、「被検（験）者同意書」にその旨を記すか又は文書で後日了解を得ること。（アメリカスポーツ医学会指針より一部抜粋・改変）

（2）緊急時の対応

①消火方法

i.屋内消火栓の使用方法 ※電気火災には使用不可（配電盤の電源スイッチを切る必要有）

○火災報知器のボタンを押す。（屋内消火栓用の圧力ポンプが動き出す。）

○屋内消火栓のドアを開け、ノズルを取り出し、ホースを一度に全部引き出して、からまったり、曲がったりしないようにして延長させること。また、ノズルとホースが外れていないかどうか確認すること。

○放水者は、放水の準備が完了したら、「放水準備完了」の連絡をすること。

○連絡を受けた送水者は、消火栓弁を開き、送水すること。その際に、放水者は、絶対にノズルを手から離さないようにする。放水時には相当の水圧がかかるので、補助者と二人でしっかりとノズル及びホースを握っておくこと。

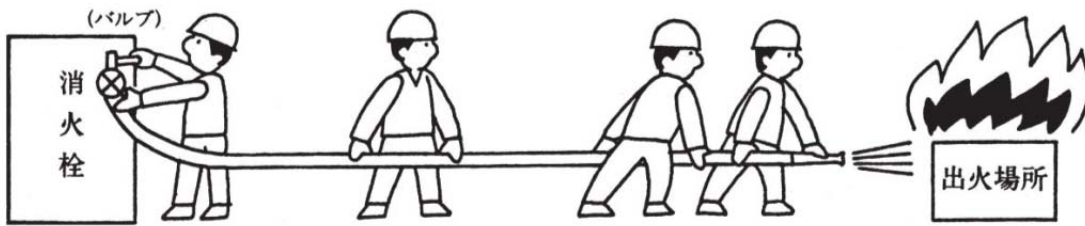
○ホースが曲がっていると水の出が悪くなったり、極端に水圧がかかったりして危険なので、ホースを点検

すること。

○一度に使用する屋内消火栓は1本のみとする。

○消火が終了したら、放水者は、「消火」の連絡をし、送水者に放水停止の合図をする。送水者はバルブを閉めること。(放水停止)

○終了(消火)



ii. 消火器の使用方法

○出火したら、まず、消火器を扱う者は、慌てずに出火場所に向かうこと。

○燃えている場所を確認し、火の手が広がらないように早めに消火活動に当たること。

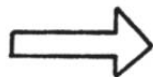
○消火器の扱いは、まず、安全栓を抜き、ホースをはずし火元に向けること。そして、レバーを握り、火の根元を掃くように左右に振りながら噴出させること。

(注) 消火器は屋内消火栓と違い、放射時間も20秒位で、放射距離も5~6mなので、消火活動に当たる際は、火の手が広がらないうちにタイミングよく消火させるのがポイントである。

(消火器の操作方法)

1. 安全栓を抜く

2. ホースをはずし、先を火元に向ける



3. レバーを握り、噴出す



②AEDを用いる心肺蘇生法の手順

i. 呼びかけながら肩をたたき、意識があるかないかを確認する。

ii. 意識がなければ、回りにいる人に119番通報を頼む。同時に、別の人にAEDを取ってきてもらう。

iii. 直ちに、心臓マッサージ(胸骨圧迫)30回をする。

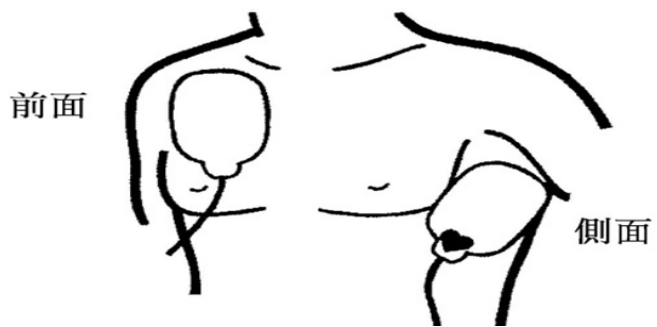
iv. 可能であれば人工呼吸2回を繰り返す。(AEDを装着するまで、専門家に引き継ぐまで、または傷病者が動き始めるまで。なお、圧迫は強く・速く(約100回/分)・絶え間なく。圧迫解除は胸がしっかり戻るまで。)

AEDが到着したら

1. 電源を入れる。

2.電極を貼り付ける。

3.機械の音声指示に従って操作する



AED 設置場所

管理棟 1 階・学務課前廊下

5 号館 1 階・玄関守衛所